放射性物質を含んだごみ焼却灰の一時保管に関する協定書

千葉県(以下、「甲」という。)と流山市(以下、「乙」という。)とは、松戸市、柏市、流山市、我孫子市又は印西地区環境整備事業組合の施設のうち、乙に係る施設から生じたごみ焼却灰の一時保管に関し、次のとおり協定を締結す

(目的)

第1条 この協定は、ごみ焼却灰について、乙に代わって甲が保管することに 関して必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この協定において、「ごみ焼却灰」とは、乙が一般廃棄物を焼却した際 に生じた焼却灰、焼却飛灰又は固化物のうち、次のいずれにも該当するもの として、甲が認めたものをいう。
 - (1) 放射性物質濃度が1キログラム当たり8千ベクレルを超え、10万ベクレル以下のもの。
 - (2) この協定の締結の日以降に新たに生じたものであって、乙が保管することが困難なもの。
- 2 この協定において「保管区域」とは、別添1に示す区域をいう。
- 3 この協定において「一時保管」とは、甲が保管区域においてごみ焼却灰を 保管することをいう。
- 4 この協定において「搬入」とは、乙が保管区域内の甲が指定する場所まで、 ごみ焼却灰を運搬することをいう。

(一時保管の期間)

- 第3条 甲が保管区域を設ける期間は、別に定める日から平成27年3月31日までとする。
- 2 一時保管の期間は、前項の期間のうち乙がごみ焼却灰を搬入したときから 一時保管の必要がなくなったとき又は保管区域を原状復旧するための工事を 開始するときまでとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、一時保管を行うことが困難となった場合 には、一時保管を中止することができる。
- 4 前2項の場合において、甲は、原状復旧するための工事を開始する日又は 一時保管を中止する日について、予め乙に伝えるものとする。

(搬入に関する事項)

- 第4条 搬入は、乙の責任において行うものとする。
- 2 搬入は、原則として次の日時においては行わないものとする。



- (1) 土曜日、日曜日及び祝日
- (2) 午前0時から午前9時まで及び午後5時から午後12時までの間
- 3 搬入に当たっては、乙は、予め甲に対して搬入計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。
- 4 搬入計画書については、別に様式を定めるものとする。
- 5 甲は、乙に対して、搬入に関して助言を行うことができるものとする。

(関係法令等の遵守)

第5条 甲及び乙は、一時保管及び搬入に当たっては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)、電離放射線障害防止規則その他の関係法令を遵守するものとし、環境省が策定した指定廃棄物関係ガイドラインを守るよう努めるものとする。

(搬入に関する事故等の措置)

- 第6条 搬入に際し、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある事態又は事故(以下「事故等」という。)が発生した場合は、乙は、直ちに事故等の状況を甲に連絡するものとする。
- 2 事故等が保管区域内において発生したものである場合は、乙は、直ちに事故等について必要な応急の措置を講じ、甲と協議の上、甲又は乙がその後の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事故等が保管区域外において発生したものである場合は、乙が必要な措置 を講じるものとする。

(一時保管に起因する紛争等)

- 第7条 一時保管に起因して下水道事業又は周辺環境に悪影響が生じた場合は、 甲が必要な対応を図るものとする。
- 2 一時保管に起因して第三者との間に紛争が生じた場合は、甲がその解決に 当たるものとする。
- 3 前各項の対応に当たって、乙は必要な協力を行うものとする。

(廃掃法との関係)

第8条 この協定の締結をもって、甲は、乙の搬入したごみ焼却灰が放射性物質汚染対処特措法第17条第1項の規定による指定を受けるまでの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の一般廃棄物の処理の委託を受けたものとする。

(連絡調整会議の設置)

- 第9条 一時保管を円滑に実施するために、甲、乙及び関係市で構成する連絡 調整会議を設置する。
- 2 連絡調整会議の事務局は千葉県環境生活部資源循環推進課とし、会則は、別に定めるものとする。

(一時保管終了時の取扱い)

第10条 第3条第2項の一時保管の期間が終了した場合及び同条第3項の規定により一時保管を中止する場合は、保管区域からのごみ焼却灰の搬出及び搬出後のごみ焼却灰の管理は、乙の責任で行うものとする。ただし、国がごみ焼却灰の処理を行う場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 24年 12月 19日

甲 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県知事 鈴木 栄治

乙 流山市平和台1丁目1番地の1 流山市長 井崎 義油 長之節

別添1

(保管区域)

保管区域は、千葉県印西市発作字都島向1116番1、1117番、
1118番、1119番、1120番、1121番、1122番、1123番、
1124番、1125番、1127番6、1127番7、1128番3、
1128番4、1128番5、1128番6、1128番7、1128番8、
1128番9、1128番10、1128番16、1128番17、
1128番18、1128番19、1128番20、1128番21、
1128番26、1128番27、1128番28、1128番29、
1128番30、1128番31、1128番33、1128番34、
1128番35、1128番36、1128番37、1128番55、
1128番60のうち21、960平方メートルとする。

